

特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

引火性廃油		揮発油類、灯油類、軽油類（燃烧しやすいもの；引火点おおむね70℃未満）
腐食性廃酸		pH2.0以下のもの（著しい腐食性を有するもの）
腐食性廃アルカリ		pH12.5以上のもの（著しい腐食性を有するもの）
感染性産業廃棄物		医療機関等において生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのあるもの）であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等であるもの
P C B 廃 棄 物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの (PCB処理物に係る判定基準に適合しないもの)
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃水銀等	次の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。） ① 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設 ② 水銀使用製品の製造の用に供する施設 ③ 灯台の回転装置が備え付けられた施設 ④ 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設 ⑤ 国又は地方公共団体の試験研究機関 ⑥ 大学及びその附属試験研究機関 ⑦ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 ⑧ 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 ⑨ 保健所 ⑩ 検疫所 ⑪ 動物検疫所 ⑫ 植物防疫所 ⑬ 家畜保健衛生所 ⑭ 検査業に属する施設 ⑮ 商品検査業に属する施設 ⑯ 臨床検査業に属する施設 ⑰ 犯罪鑑識施設 試薬としての水銀又はその化合物については、上記①～⑰の特定施設から生じたもので原体とみなせるものは廃水銀等に該当するが、原体とみなせないもの（例えば、使用後の試薬を含む廃液）は従来の特別管理産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に該当する。
		水銀若しくはその水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 水銀若しくはその化合物が含まれている水銀含有再生資源、ばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったもの等から廃棄物処理施設等で回収した廃水銀が該当する。なお、上記①～⑰の特定施設以外の施設において水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない。

特定有害産業廃棄物	廃水銀等を処分するために処理したもの	廃水銀等を処分するために処理したものであって環境省令で定める基準（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること）に適合しないもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>具体的には廃水銀等を硫化及び固型化したものは特別管理産業廃棄物に該当し、廃水銀化合物等をばい焼施設等により精製した際に生じた残さは特別管理産業廃棄物に該当しない。</p> </div>									
	指定下水汚泥等	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないもの）									
	廃石綿等	①石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿 ②石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの (1)石綿保温材 (2)けいそう土保温材 (3)パーライト保温材 (4)(1)～(3)と同等以上に石綿の飛散のおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材 ③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの ④大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん装置によって集められたもの ⑤大気汚染防止法の特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場、事業場で用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター等であって石綿が付着しているおそれのあるもの									
	ばいじん 燃え殻 汚泥 廃酸 廃アルカリ	○施行令で定める施設において生じたもの（鉱さいを除く）であって有害物質の判定基準に適合しないもの ○燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ等のダイオキシン類に係る判定基準（下表）に適合しないもの									
	並びに 上記のもの及び下記 の廃油を処分する ために処理した もの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃棄物の種類</th> <th style="text-align: center;">含有試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3 ng-TEQ/g 以下</td> </tr> <tr> <td>製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g 以下</td> </tr> <tr> <td>上記廃棄物を処分するために処理したもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">廃酸、廃アルカリ 100 pg-TEQ/L 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">* ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設</p>	廃棄物の種類	含有試験	廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻	3 ng-TEQ/g 以下	製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん	ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g 以下	上記廃棄物を処分するために処理したもの	廃酸、廃アルカリ 100 pg-TEQ/L 以下
	廃棄物の種類	含有試験									
	廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻	3 ng-TEQ/g 以下									
	製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん										
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g 以下										
上記廃棄物を処分するために処理したもの	廃酸、廃アルカリ 100 pg-TEQ/L 以下										
廃油 (廃溶剤に限る)	施行令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン										
ばいじん	輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力 200 kg/時間以上又は火格子面積 2 m ² 以上）において発生し、集じん施設によって集められたもの（溶融、焼成、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理されたものを除く）										
ばいじん 燃え殻 汚泥 並びに上記のものを 処分するために 処理したもの	①廃棄物焼却炉（焼却能力 50kg/時間以上又は火床面積 0.5 m ² 以上）において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が 3ng-TEQ/g を超えるもの ②ばいじん（集じん施設で集められたものであって輸入された廃棄物であるもの）、燃え殻及び汚泥（輸入された廃棄物であってダイオキシン類の含有量が 3ng-TEQ/g を超えるもの）										

(別表 判定基準)

産業廃棄物 有害物質	燃え殻 ばいじん 鉱さい	汚泥	特定有害産業廃棄物を処分 するために処理したもの		廃酸、 廃アルカリ
			廃酸、廃アルカリ 以外の場合	廃酸、廃アルカリ の場合	
試験方法 (単位)	溶出試験 (mg/L 以下) ³⁾			含有量試験 (mg/L 以下) ³⁾	
アルキル水銀化合物	不検出 ⁴⁾⁸⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05
カドミウム又はその化合物	0.09 ⁵⁾	0.09 ⁵⁾	0.09 ⁵⁾	0.3	0.3
鉛又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
有機燐化合物 ⁶⁾	—	1	1	1	1
六価クロム化合物	1.5 ⁵⁾	1.5 ⁵⁾	1.5 ⁵⁾	5	5
砒素又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
シアン化合物	—	1	1	1	1
PCB	—	0.003	0.003	0.03	0.03
トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
1,3-ジクロロプロパン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
チラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
セレン又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
1,4-ジオキサン	0.5 ⁷⁾	0.5	0.5	5	5

注 1) 判定基準は、総理府令第5号、廃棄物処理法施行規則別表2(廃酸・廃アルカリ)による。

2) 指定下水汚泥は省略。

3) 溶出試験の基準値は、溶媒中に溶出した濃度、含有量の基準値は廃酸、廃アルカリに含まれる濃度を示す。

4) アルキル水銀化合物の不検出とは、アルキル水銀化合物の検出限界0.0005mg/Lをいう。

5) 金属類の基準値は、3倍値基準(土壤に吸着されやすいことが考慮され、排水基準の3倍の値が採用されている)である。

6) 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン、EPN(オルトエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネート)をいう。

7) ばいじん及びその処理物に適用。

8) 燃え殻を除く。

◆ PCB 処理物に係る判定基準		
処分するために処理したものの種類	溶 出 試 験	含 有 試 験
廃 油	—	0.5 mg/kg 以下
廃 酸、廃アルカリ	—	0.03 mg/L 以下
廃プラスチック類、金属くず	PCBが付着又は封入していないこと	
陶磁器くず	PCBが付着していないこと	
上記以外のもの	0.003 mg/L以下	—